

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

次のとおり業務委託に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	令和7年度那覇市内池復旧検討業務
(2) 契約番号	-
(3) 業 種	土木関係建設コンサルタント業務
(4) 場 所	那覇市天久1丁目3番(天久ちゅらまち公園)
(5) 履行期間	着手の日 から 令和7年9月30日 まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概 要	
① 目的	天久ちゅらまち公園の池に生息する特定外来生物(ミステリークレイフィッシュ等)の防除方法等について検討業務を行う。
② 規模等	-
③ 構造形式	-
④ 工種	-
⑤ 主要資材	-
(8) 予定価格	2,950,000円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	設定しない。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
(4)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(3)に該当するものを除く。)
(5)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(6)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタントの登録がされている者であること。 ※那覇市ホームページの「令和7・8年度登録業者一覧」でご確認ください。

	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(7)	
(8)	①管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有し、外来種対策に関して十分な知識及び能力のある者を開札日において配置できること。 ・技術士(総合技術監理部門一選択科目を環境部門に係るものに限る) ・技術士(環境部門) ② 管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。 ③ 管理技術者及び照査技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(9)	沖縄県に本店が有る者であること。または、那覇市に支店が有る者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	開札日前30日以内に、那覇市公園管理課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
(2)	複数の業務委託案件で落札候補者等(落札者が決定していない案件の応札者のうちで、無効又は失格になった者以外のものをいう。)になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。)。再度入札が実施される場合の落札制限にかかる開札時間は、当初に予定されていた開札時間とみなす。
(3)	那覇市公園管理課発注の同業種手持ち業務委託(落札案件)がある場合は、開札日に出来高が30%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
注	上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち業務委託(落札案件)には含まない。
ア	随意契約の方法により契約を締結したもの
イ	予定価格(消費税込み)が100万円未満の業務委託
ウ	公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている業務委託
(4)	新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

尚、法制契約課および公園管理課を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。(公園管理課においては、随意契約の方法による契約を締結したものを含む。)

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を持参により提出しなければならない。 なお、提出期間に資格審査申請書(第1号様式)を提出しないものは、本競争に参加することができない。	
提出期間	提出期間: 令和7年5月12日(月) 9時 ~ 令和7年5月20日(火) 17時 ●提出先: 公園管理課 羽地 朝哉
質問期間及び方法	質問期間: 令和7年5月14日(水) 9時 ~ 令和7年5月16日(金) 17時 「質問書」をFAX等で提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先: 公園管理課 羽地 朝哉 FAX: 951-3206
回答及び方法	回答: 令和7年5月20日(火) 17時までに掲載する ※「質問及び回答」は、那覇市公園管理課ホームページに掲載する。

5 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時: 令和7年5月21日(水) 14時00分 入札方法: 紙(入札者)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札、開札場所	那覇市役所 本庁 9階 901会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

6 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

提出期限	令和7年5月21日(水)
提出方法	公園管理課まで持参する。
提出書類	(1) 資格審査書類(第5号様式) (2) 管理技術者等 (3) 企業の手持業務委託の状況 (4) 資本・人的関係等のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書(別記様式2) (5) 誓約書(別記様式1) ※ 上記(1)~(5)に関わる関係添付書類を含む。

7 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 落札者決定予定日 令和7年5月23日(金) ※心得 第9、10、11、12条参照。
--

8 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前 金 払	適用する。契約金額の10分の3以内とする。
部 分 払	適用する。那覇市契約規則第42条第3項の規定回数の範囲内。

9 誓約書兼同意書の提出に関する事項

受注者は、業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、書面による発注者の承認を得た場合にはこの限りではない。なお、その場合には那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を準用し、適用する。

【以下参考】

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

10 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市公園管理課ホームページで掲載する。

11 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市 都市みらい部 公園管理課 担当者：羽地 朝哉

TEL：951-3239

FAX：951-3206